

平成30年度山形県環境審議会第1回自然環境部会 議事録

1 日時 平成30年9月10日(月) 13時半～15時

2 場所 自治会館201会議室

3 出席者等(敬称略)

(1) 出席委員及び特別委員

(委員) 幸丸政明、梅川信治、佐藤景一郎、梶本卓也、鳥羽妙、横山潤、野堀嘉裕、山崎多代里、山田幸司、渡辺理絵

(特別委員) 東北農政局農村振興部長 高居和弘【代理：農村環境課課長補佐 畠中昭二】

東北森林管理局長 小島孝文【代理：山形森林管理署次長 畠山 幸樹】

東北経済産業局長 相楽希美【代理：環境・リサイクル課長 石森 武博】

東北地方整備局長 高田昌行【代理：企画部 環境調整官 宮川 浩幸】

東北地方環境事務所長 小沢晴司【代理：次長 中島慶次】

(2) 事務局

山形県環境エネルギー部	みどり自然課長	佐々木紀子
	課長補佐(自然環境担当)	岩月広太郎
	自然環境主査	吉田 桂司
	自然環境主査	倉本 幸輝
	嘱託	藤原真由美

4 議 事

(1) 開 会

(2) 課長挨拶

佐々木みどり自然課長より、部会開催に当たって挨拶がなされた。

(3) 部会の成立

委員総数18名のうち15名が出席しており、山形県環境審議会条例第6条第7項で準用する第4条第3項の規定により、定足数に達していることが報告された。

(4) 議事録署名委員選出

議長により、議事録署名委員に山崎委員と山田委員が指名された。

(5) 審議事項1 蔵王鳥獣保護区蔵王特別保護地区の指定(再指定)について

事務局： 山形県環境審議会条例に基づき、部会の会の議長は部会長が務めることになっているため、これからの進行は部会長にお願いします。

幸丸部会長： 本日の審議事項は3点、円滑な進行への御協力をお願いします。議論に入る前に、本日の議事録署名員を山崎委員と山田委員にお願いします。

それでは次第の3審議事項の(1)蔵王鳥獣保護区蔵王特別保護地区の指定(再指定)について、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局より説明)

幸丸部会長： 本日は鳥獣保護管理法関連の案件となり、鳥獣保護管理法は古い法律で、昔から改正を重ね非常に複雑になっている。馴染みのない委員の方もおられると思うが、ご質

問等いかがか。

野堀委員：（様式2）蔵王鳥獣保護区蔵王特別保護地区指定計画書の2ページ目、4指定区域における鳥獣の生息状況（3）当該地域の農林水産物の被害状況が「特になし」と記載されているが、これはこの通りで問題がないのか。地蔵岳の西斜面、それから有料道路エコーラインの一部にトウヒツツリヒメハマキによるアオモリトドマツの食害が発生している。そこは農林水産業が行われていないため、被害はないという解釈でよろしいか。

事務局：アオモリトドマツの被害があるということは承知しているが、計画書ではあくまで農林水産業関連の被害という趣旨で記載している。

野堀委員：了解した。

幸丸部会長：他はいかがか。

横山委員：特別保護区の指定とは関係がないかもしれないが、鳥獣保護区の面積が縮小しているように記載されているが、これは具体的にどの辺りをどのような理由で縮小するのか。

事務局：山形県鳥獣保護区等位置図（未定稿）で説明。これまで蔵王鳥獣保護区の一部であった地域を今回新たに蔵王鳥獣狩猟捕獲禁止区域として指定したいと考えており、この地域面積が減少している。

横山委員：このあと議論されるということか。

事務局：その通り。

鳥羽委員：生息する鳥獣類のデータがあり、注釈の部分に「鳥獣保護区管理調査結果等」と記載されているが、これはいつのデータなのか。もしこれから先20年指定するとして変化がない、という調査をした上での話なのか、これまでに変化がないのかがわかりかねる。

事務局：鳥獣保護区管理調査は、更新を行う時期に合わせて鳥獣保護管理員が鳥獣保護区へ足を運び、同じ道を歩く中でどれくらいの鳥獣がいたか、という調査を年6回程度行う。これだけの数をその度に目撃したわけではなく、あくまで指定された際の鳥獣の状況である。ただ、調査の中で実際に見られなくても、「いなくなった」とまでは言えないことから、指定当時のデータを記載している。なお、データの中で○印がついているものは、よく見られるものとして鳥獣保護管理員から聞き取りを行い確認した種である。

鳥羽委員：20年前に指定された際の結果、ということなのか。

事務局：その通り。

鳥羽委員：そして更新される予定であるということか。

事務局：今回、更新という形で進めたいと考えている。

鳥羽委員：データに、新しく調査の結果が加わるという予定はないのか。

事務局：この中にいたものを何点か見つけた、ということでの確認はするが、新たに発見されたもの等があったわけではない。

鳥羽委員：何年現在、というような区切りがないと、どうしたものかという気がする。いなく

なる、もしくはまれに増える場合もあるかと思う。20年これから先指定するとなれば、余計に不安を覚える。

幸丸部会長： 次の議題でも少し強調したいと考えていたが、このような調査やモニタリングは非常に大事であるものの、県の鳥獣保護管理事業計画には、それほど調査の重要性というのとは書かれていない。これは環境省そのものの作成基準のようなものにのっとった結果だが、大体10~20年おきに調査を行うという前例を踏襲しており、実はこのリストを見ても「これでよいのか」という気がしないこともない。「よく見られるもの」もある意味意図的に○印がつけられているところもあるが、「明らかに違う」「修正した方がよい」という箇所については事務局と相談していただく。ともかく、鳥羽委員の疑問はもっともだろう。変化があれば、鳥獣保護区の指定目的に変えて、今回で言うところの特別保護地区を拡大するかどうか、今回のように他のところではイノシシやツキノワグマが多ければ、何らかの形で縮小を検討することになる。野生鳥獣の現況把握は非常に重要だとは考えるが、なかなか鳥獣保護管理員に頼っているという状況で難しいだろうが、今後の課題とはしていただきたい。

事務局： 一点補足をさせていただきたい。幸丸部会長の話に出たイノシシの件について、最近山形県内で見られるようになっており、おそらくこの獣類のリストの中でもイノシシだけは前回見られなかったものが今回見られるようになったものに該当する。

横山委員： 意見として、せつかく5年に一度程度自然環境モニタリングを実施しているのだから、そのデータを反映させるということはできないのか。

事務局： 自然環境現況調査とモニタリングは県内で行っているのだから、鳥獣保護区域指定と期間が一致するようであれば、そのようなデータも確認・反映していきたいと考える。

幸丸部会長： 色々な調査があるので、そのようにしていただきたい。

他になれば、この件については諮問通り答申させていただく。

各委員： 異議なし。

審議事項2 蔵王狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定について

幸丸部会長： 続いて審議事項(2)蔵王狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定について、という新しい区域の指定について事務局から説明をお願いしたい。

(事務局より説明)

幸丸部会長： ただ今の説明について、質問・意見はいかがか。

梶本委員： この新規の案件に限ったことではなく、先ほどの案件とも関連することだが、蔵王山の山形県側の保護区指定変更ということだが、宮城県側との連携を図りながら進めているかどうかを聞きたい。というのも、蔵王山は県境をはさんで森林や植生が連続しているのだから、行政は当然違うものの、鳥獣害というのは連続して起こるものなので、例えばシカであれば、山形県ではまだ少ないが宮城県側から流入してくる等の背景があり、山形県側でも一部狩猟を認めるという要請があったりする。お互い県と県で連携をしながら進めているのか。国有林も森林管理署の管轄が異なるため別々ではあるが、東北森林管理局全体でそのようなことを図りながら進めていると思う。このことについて教え

ていただきたい。

色々話したが、今回の再指定は一方の山形県側のみなのか、隣接する宮城県はまた異なる年次に行うのか、そこの連携がとれているか。

事務局： 宮城県と協議までは行っていないが、狩猟鳥獣の捕獲禁止区域を設定するという点については宮城県にも伝えている。宮城県でも、仙台市が同区域の指定をする必要があるのではないかと話している、と聞いている。今後、正式に宮城県へ情報提供を行う。

幸丸部会長： 一般論とすれば、県の指定鳥獣保護区はそれぞれの県で行っている。過去ひどい場合には、稜線をはさんでずれているということもあった。また鳥獣保護の観点から、複数の県にまたがって管理しなければならない場合には、通常、国指定鳥獣保護区として行うべきものだ。ただし、当然お互いに連携をとって行うべきものではあるが、事務的なずれや色々なことがあり、先行するところも後追いするところもある。

梶本委員： 特にそういった行政の部分で別々に行なうという点は、私も現在盛岡に住んでおり、岩手県と秋田県でシカ狩りに関して定期的な情報交換などは行っていないが、先ほど話に出たモニタリングも含め、非定期でも構わないので行っていく必要があるのではないかという提案も兼ねてお話しした。

横山委員： 大変細かいことではあるが、現況写真に鳥獣保護区の制札が掲載されており、新しく捕獲禁止区域となった場合の制札について、状況を知らずに鉄砲を抱えて入ってくる方がいるとは思えないが、見てわかるようなものなのか。また、3箇所が掲載されているが、2箇所にして大丈夫なのか。現況の鳥獣保護区として指定した範囲を、別の指定範囲に使用するという点で、現況と同じ程度の制札の枚数が最低でも必要ではないか。

事務局： 鳥獣保護区現況については基本的に、狩猟鳥獣捕獲禁止区域の制札を新たに購入し、交換することを考えている。この写真については、一部鳥獣保護区のままの場所の看板も入ってしまったため、狩猟鳥獣捕獲禁止区域の看板としては現在2箇所設置してあり、その分を更新しようと考えている。

横山委員： 現況の枚数で大丈夫ということか。

事務局： その通り。

幸丸部会長： この狩猟鳥獣捕獲禁止区域というのは非常に馴染みがなく、要するに実質そのまま読むと鳥獣保護区である。鳥獣保護区というのは、狩猟鳥獣を狩猟期間内に捕獲できる場所であり、その内、今回の区域は狩猟鳥獣の中で特定の鳥獣を狩猟禁止期間でも捕獲できるというところで、ハンター以外の方にはあまり関係はないが、やはり新しい考え方でもあるため、現場でも少し県民に周知する方向がよいのではないか。今までは少し周知不足のように思われる。

野堀委員： この資料でいうツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカを除くとされている部分があり、2ページ「農林水産物の被害状況」を見るとサルの被害が一番多く、次がイノシシ、ツキノワグマと続いている。ニホンジカは今のところゼロとなっており、4ページ「獣類」に普段「当該区域において一般的にみられる鳥獣」としては○印がついておらず、まだあまり生息はしていないが、それに対し、予防線を張る意味でニホンジカ

カを狩猟対象にするということだと理解している。それに対し、ニホンザルが例外的な獣類に入らないのはなぜなのか。

事務局： ニホンザルは狩猟鳥獣ではないためである。

野堀委員： 了解した。

山田委員： 県民のひとりとして、素朴な疑問を聞きたい。この「捕獲許可件数」というのは、捕獲した件数のカウントなのか。マンパワーでこの件数が把握されているのか。最近ニュース等でハンターの人手不足や高齢化が進んでいるとよく聞くことから、ハンターが減ると捕獲件数も少なくなっていくのではないかと考えてしまう。実際、このような状況はどのようにカウントされるのか。

事務局： この表は、実際に捕獲した頭数ではなく、行政側で申請に基づき許可した件数を1件ずつカウントし積み上げたものを記載している。

山田委員： その場合、実態がここに反映されているのかどうか分からないのではないか。

事務局： 捕獲した頭数も、許可した分については報告されるため、その件数については把握している。

山田委員： もう一点、こういうものは区間で5年、10年と色々あるものだと思うが、現状でサルやシカなど把握できていても、災害などで常識があてはまらなくなっている状況の中で、今後山形県に入ってくる恐れのある鳥獣というのは予測できるものなのか。都市部にすむ1住人として知っておくべきことではないかと考えている。

事務局： サルやクマは以前から確認されていたが、イノシシは最近、県内で行動域を広げ、今までなかった場所で目撃や被害が確認されている。ただ、シカについては、県内のあちこちで目撃はされているものの、被害報告はまだない。いずれ被害は想定されるので、今後対策は必要になってくるものと受け止めている。また、まだ情報は少ないものの、アライグマも一部で確認されているという情報もあり、そういったものが入ってくれば農林業に対して脅威になってくる可能性はある。

山田委員： 了解した。

幸丸部会長： 気候変動もそうだが、自然環境や人間社会の変化に応じて野生動物の世界の変化も著しい。ニホンジカもおそらくこれから入ってくることが予想される。私に関わっている件では、白神山地でニホンジカが入り込み大問題になっているが、そういう意味ではニホンジカ等の場合は予見的に策を講じておくことが一つの対応だろうと思う。県民の皆さんが関心を持ち、野生動物に対して「あれを見た」「これを見た」と、たとえ多少情報に曖昧な点があったとしても、そういう情報を集めていただくのは大事なことではないか。

佐藤委員： 林業では、イノシシやニホンジカの食害が非常に問題になっており、西の方ではもう植林ができない状況にまで追い込まれている。こうして写真を見ると、人工林の中にあるように思えるが、この辺りに害があるのならば、2ページ目の被害状況の中に、杉の食害状況をもう少し記載していただきたい。そのことについては、確認されているのか。

事務局： シカやイノシシの被害については畑等で確認されている。シカについて林業被害は

危惧されるところだが、県内ではまだないという状況だ。

佐藤委員： 県内で、ないのか。全くないということはないのではないか。

事務局： 平成 29 年度の速報だと、シカの被害についてはあがってきていない、という状況だ。

梶本委員： 山形県の森林研修センターで調査を行っており、成林した森林の被害ということではないと思うが、苗木ではちらほら出ているという話は聞いたことがある。まだ大規模な被害には至っていないということだと思う。

幸丸部会長： ニホンジカは、北海道のエゾシカのように大きな被害が出ているというところまでは至っていないのだろう。植林直後に芽を食われてしまうといった被害は、今このような問題意識があるのならば、しっかり把握しておくべきだと思う。

その他、私から存続期間について、特別保護地区では 20 年、鳥獣保護区も 20 年のところ、この狩猟鳥獣捕獲禁止区域について 10 年間となっているということは、その中に生息するイノシシ等が変動する可能性を見越し、おそらく減ることはないと思うが、ある程度臨機応変に対応できるようにしているのだろう。そのためには、さきほど話が出たように、モニタリングや調査で増減を確認することは非常に大切だと考えられる。「特定狩猟鳥獣捕獲促進区域」というのが本来の目的と合うが、そこは法律で決まっているのでしかたがない。マンパワーが足りないというのは十分承知しているが、出来るだけ状況把握に努めていただきたい。

他、特になければ、この件についても諮問通り答申させていただく。

各委員： 異議なし。

審議事項 3 山寺雨呼山狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定について

幸丸部会長： それでは（3）山寺雨呼山狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定について、事務局から説明をお願いします。

（事務局より説明）

幸丸部会長： ただ今の説明について、質問・意見はいかがか。

横山委員： この狩猟鳥獣保護禁止区域の設定についてはないが、平成 32 年度に同様に関山を狩猟鳥獣捕獲禁止区域にする予定であるということだと理解している。被害額を見ると、山形市よりも天童市の被害額が圧倒的に多いように見えるのだが、天童市により近い関山の指定が後になり、こちらが先に指定されることについては何か理由があるのか。

事務局： 確かに、被害額から見ると天童市、東根市の方が大きいですが、鳥獣保護区の更新時期がこの時期となっており、まずは更新の時期をもって変更していく計画をしている。もしそれまでに、どうしてもシカやイノシシ等を捕獲しなければならないということになれば、有害捕獲として許可を出し対応させていただきたいと考えている。

横山委員： やはり自動的に切れるのを待つ方が、手続き的には楽なのか、それともいっそのこと期間を短縮をして、新たに設定をすることは非常に難しいのか、そこまで切迫していないと見るのか、そのあたりをお聞きしたい。

事務局： 第12次鳥獣保護管理事業計画を策定する際に議論してきたことだと思われるが、その計画を作る段階で、短縮してこの時点で切り替えるという方針になれば可能だっただろう。ただ、その中で関山鳥獣保護区については期間満了を待って切り替えるということで皆さんから了解をいただき、計画に従って進めている。状況等について今後も地元の皆さんの意見も聞いて対応していきたいと考えている。

幸丸部会長： 鳥獣被害については現行の有害鳥獣駆除でも一応対応が可能なので、さしあたり、手続き的にあえて鳥獣保護区を解除して新たに作る、というようなことは行政的には後者の方がよいのではないかということだろう。非常に切迫していればまた別だと思う。

渡辺委員： 今の横山委員の質問でもよく分かったが、集落から要請があり、この禁止区域設定に至ったと思っていたが、ちょうど更新の時期にあたっていたということで幸丸部会長からも、その方が手続きとしては進めやすいという理解をしたところだ。ただ、効果という点について考えた時に、今回2件の狩猟鳥獣捕獲禁止区域を設定し、いわゆる獣害被害の観点から記載されている表は山形市全体と天童市全体であり、今回の区域設定によって近隣の集落に関しての効果がどのようにイメージされているのか。そしてもう一点、農村振興の観点から、さきほど野堀委員からも「サルはなぜ対象外なのか」という話が出ていたが、被害額としてはおそらく山形市については平成25年の時点ではサル獣害被害が最も大きかった。有害駆除以外の観点から、今回何か連携してサルへの対策というものを考えているのかということをお聞きしたい。

事務局： 最初の質問について、区域設定による近隣集落における効果について、ということではよろしいか。

渡辺委員： 今回区域設定のねらいが、農林業被害の軽減にあると理解したのだが、その観点からどのような効果が見込めるのかを教えてください。

事務局： 今回の区域設定によって、除外するクマ、シカ、イノシシについては狩猟が可能になることにより、一定の捕獲圧をかけることができるようになり、その地域の生息数、生息密度を一定程度抑える効果が出てくることを見込んでいる。ひいては近隣集落への被害軽減がはかられるのではないかと期待を持ち、今回の区域設定をすることとなった。

もう一点、サルへの対策について、サルについては県の管理計画を策定し、被害防除や個体数調整の取組みを進めている。山形市内でも被害が非常に甚大なところについては群れごと捕獲しようという対策も進められており、被害軽減に努めている。

サルについては特に農林被害ということで、柵であったり、廃果を周辺に置かないといった地域ぐるみの防除の取組みということで農林水産部と連携している。環境部局は個体数調整や狩猟の観点から、農林水産部は農林被害防除の観点から、総合的に対策をしていく必要があるということで連携している。

渡辺委員： 了解した。一点目の件で「狩猟圧をかける」ということで、さきほどの議論では、いわゆる狩猟認定者の数はむしろ減っている中で、矛盾しているように見えないこともないのだが、狩猟圧をかけやすくすることをねらいとしているのだと理解した。

二点目の件について、確かに防除策の効果はあるのだと思うが、いずれも水際での電気柵等の対策をとれるのは一部の農家のみ、といった状況がある。この区域設定によって、一定の効果が出ることを期待している。

事務局： 狩猟者確保についても大きな課題となっており、新規にハンターを目指す方々を対象にしたセミナーや、免許試験を受けるにあたり合格率を高めるための講習会を開催し、おおよそ年間 300 名が新規に合格している。そのように増えているという状況もあるが、一方で高齢のためやめてしまう方も一定数いるため、なかなか大きな増加はみられないが、徐々に増え始めているという状況にある。

幸丸部会長： 法律改正となり、ニホンジカを現況の二分の一に減らす等、勇ましいことも言われているが、結局のところ担い手の問題だろう。管理に携わる人間がどれほどいるのか、少子高齢化ということもあり非常に難しくなっている。やはりこういった野生鳥獣との戦争のようなものであるから、これに対しては大きなお金をかけるべきものだと思う。従事する人たちが、ちゃんと食べていけるくらいにならないとままならないのではないかな。

もう一点、言い忘れていたが、この狩猟鳥獣捕獲禁止区域というものは、従来の鳥獣保護区と一定の対象種を除き変更になる点は、鳥獣保護区域としてはあまり効果がみられないが、いわば狩猟期間に特定の鳥獣を排除できるということだと理解している。狩猟の中にはイノシシのくくりわな等、銃を使わないものもあると思うが、銃を持って入り、発砲する人たちも出てくるかもしれない。その場合、蔵王などでは公園利用者も多いので、そのあたりの調整というか事故が起こらないようにすること。そして猛禽類が早ければ 3 月には繁殖期に入ると、どこにいるかはわからないが、発砲があると繁殖を脅かすこともありうるだろう。

一つは、規制緩和をして狩猟圧をかけるということは、効果があるだろうと思われる。それで効果がなければ次の段階として、もっと積極的なコントロールをしていくことになるだろうが、最初の段階としてはこれでよいのではないかなと思う。ただし、もうひとつ、副次的な影響のことも考えておいていただきたい。

「除く」という鳥獣保護法は複雑で分かりにくいものなので、そのあたりについては県民に十分に周知していただきたいと思う。

他、特になければ、この件についても諮問通り答申させていただく。

各委員： 異議なし。